平成２２年（フ）第２１２６４号
神奈川県横浜市青葉区千草台50―５―303
破産者　脇坂　俊明
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６５号
埼玉県新座市東１丁目７―16
破産者　大熊　惠子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６７号
埼玉県東松山市神明町１丁目９―22―208
破産者　瀬藤　五月
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６８号
東京都葛飾区東金町７丁目23―３―402
破産者　杣取　賢一
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２９３号
東京都葛飾区柴又７丁目12―15―105
破産者　松原　恭子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１０号
東京都世田谷区太子堂１丁目３―36―518
破産者　斎藤　智明
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３７２号
千葉県夷隅郡大多喜町久保245―１　城見ヶ丘ハイツＣ棟２―２、開始決定時の住所千葉県長生郡長南町報恩寺387―23
破産者　鈴木　賢司
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３８６号
東京都府中市府中町２丁目18―26―202
破産者　井口　　隆
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３９０号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2101―12
破産者　田畑　晶子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１６号
東京都足立区大谷田１―44―８―301、住民票上の住所東京都大田区羽田５丁目17―２
破産者　笈川　裕子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３０号
東京都中野区沼袋２丁目37―２　オオウラハウス２Ｆ
破産者　蝦名　京子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４３号
千葉県柏市十余二313―324　いこい第１マンション303
破産者　布施　敏雄
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４９号
東京都江東区北砂６丁目５―２
破産者　亀井　新一
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５０号
東京都江東区北砂６丁目５―２
破産者　亀井　慶子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５８号
埼玉県所沢市並木８丁目１―４―208
破産者　沼尾　友也
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４８８号
東京都八王子市元本郷町３丁目５―19―102
破産者　新江　君子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６１２号
東京都江戸川区南葛西３丁目20―18―601
破産者　古舘　秀基
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５８号
神奈川県横須賀市三春町２丁目30番地
破産者　有限会社大谷産業
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６９号
福島県二本松市上川崎字七島162番地１
破産者　有限会社菅野スレート
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
福島市岡部字高畑10番地の14
破産者　熊田　春香
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３３４号
福島市陣場町８番24号
破産者　株式会社バンダイサービス
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９９４号
東京都台東区雷門２丁目３番11号
破産者　株式会社ジェイワン
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部